

〔文献紹介〕

井下田四郎 著 引又河岸の三百年

同書の「まえがき」の一部を最初に引用する。「我が井下田家は明暦二年に川越藩の命により公的舟運の業を始めて以来、昭和六年新河岸川改修による廃業に至るまでの二七五年間、一貫して引又河岸で廻漕問屋を営んできた。この間、江戸と引又、或いは引又の後背地に当る所沢、青梅、八王子、甲府等との物資の交流に重要な役割を果たしてきたことは我が家の誇りとする所である。しかるに目まぐるしいばかりの世の動きと共に、この貴重な役割が日を追って忘れて行く傾向にあり、やがては人々の脳裏から完全に消失する虞れあるを憂え、ここに私自身の体験やら養父の先代慶十郎から聞かされた話、或いは我が家に保存されている数多くの古文書等を総合して、引又河岸の舟運及びそれに果たした井下田家の役割などを後世に伝えるべく、小冊子を刊行することにした。」（以下略）

さて、荒川の一支流である新河岸川舟運は、これまで都内にも近く、多くの研究者によってその成果をみているが、このたび、その河岸場の一つであった引又海岸で十七代にわたり廻漕問屋を営業してきた井下田家の当主、四郎氏が『引又河岸の三百年』という書物を出版した。本文は記述篇と古文書篇の二部に分かれている。

第一部は六項目からなっている。

(一) 「新河岸川舟運と引又河岸」では、新河岸川舟運の起源から筆を進め、「引又河岸の濫觴」として同家にある多数の古文書のり

ち、明治末年に書かれた「古今精決集録」を引用し、寛永二十年以前より河岸場利用の存在を考察している。

(二) 「廻漕問屋のあらまし」では、井下田廻漕店開業の背景とその創立時期として、川越藩主松平信綱の野火止用水開設などと合わせて、当初公的任務の輸送業務を委託されたとしている。さらに大正年代の井下田廻漕店の規模を明示し、折込にある同家屋敷図や、大正期の志木河岸見取図などと比較すると興味ぶかい。その他「問屋株」「問屋の収入」「問屋の税金」「問屋の損害賠償」「内国通運会社への加入」「問屋の合併による結社」「非常時と廻漕問屋」などと統括しているが、まさに実際に体験した者のみが書ける文章といえよう。

(三) 「舟運に活躍した船のあれこれ」では、船の早さによる分類として早飛船、早船、並船の三通りがあり、船の型による区分として高瀬船、似漕船の二通り。また船の部分の名称、航行方法、船の寄港する河岸場、船の数とその大きさ等をあげ、明治四年の同家持船の明細と積載量、船の種類、持主、船頭名を記している。

(四) 「取扱い貨物と商圈」では、引又河岸の積み卸し貨物の上下荷物をあげ、具体的に品物の明細をあげている。また荷主の分布状況の地域をあげ、近村はもとより青梅、立川、八王子、甲府などの遠隔地に分布していることが知れる。さらに荷物の陸上での運搬手段や、乗客を扱う早船に乗船する際に、自分の住所、氏名、年令、性別等を記帳する義務があったという。

(五) 「新河岸川舟運の終熄」では、鉄道の開通と新河岸川の改修の

両面から舟運に終止符をうつ末期の状態を述べている。

最後の(内)「井下田家の栄光」では、同家の略史、近代の井下田家を支えた人々、井下田家の家系などを記し、河岸場繁栄と共に歩み続けた同家を紹介している。

第二部の古文書篇では、昭和四十一年に地元の立教高校地歴部古文書班の学生が分類した同家所蔵文書五八〇余点のうち、特に重要とみられる文書を写真撮影し、そのまま掲載して下段に書き下し文にした文章をあげている。内容としては、「川岸場規定書」「河岸問屋運上願」「内国通運関係文書」「運賃極」「川越河筋定約書」その他を含んでいる。

最後に、この書物の著者である井下田四郎氏は「あとがき」で長男の慶一郎氏が「入院したての頃の父は、この本が完成しないうちは死ねない。……」と回想を記しているように、同書の完成直前に病のため八十二歳で不帰の客となった。なお生前中に志木市郷土史研究会長として活躍なさっていたが、その会員数名の積極的協力により本書が完成したことを付記しておく。

A 五版一二四頁 発行者 井下田慶一郎 申込所 353 志木市本町
五二六―一五 実費頒価一、二〇〇円 (斉藤貞夫)

〔第八三回例会の報告〕

第八三回例会は去る九月二五日、午後二時から、国学院大学において開催され、次の報告がありました。

法隆寺領播磨国鵜庄の条里と用水

—— 庄園図の復元を中心に ——

〔要旨〕

渡辺正道

(1) 鵜庄は、これまで歴史地理学と歴史学の両面から研究されてきている。しかし、この二つの研究は、現在有効にかみあうことがなく、鵜庄一庄研究にも限界を感じるものである。両者の研究が統一される方向が望まれる。鵜庄には著名な嘉暦四年の「鵜庄図」があり、この庄図は条里制を示しながら、その呼称は庄園独自の呼称法をとっている。従って、「鵜庄図」から揖保郡条坊(里)制を直接復元することはできず、大徳寺領小宅庄の文和三年「小宅庄図」から揖保郡条坊制を復元し、これに「鵜庄図」を接続させていた。この成果は谷岡武雄氏の一連の研究が示している。又、「鵜庄図」に記載されている条割や用水について、その解釈が混乱しているように思われる。これは、「鵜庄図」のみによって解釈せざるを得なかった従来の実情を反映している。ここにおいても一庄研究の限界が顕著である。従って、鵜庄を研究する場合でも、当地域の弘山庄、小宅庄、福井庄等を視野に入れねばならない。これらの庄園は、その歴史的様相は異っていても、揖保郡条坊制に同一の平面的